

質 問 回 答 書

業 務 名		鹿児島県新総合体育館基本構想策定支援業務委託	
No.	質問箇所	質問	回答
1	実施要領 (P 4・2-(1)-①)	需要予測調査結果を踏まえた施設の目指すべき方向性等を検討委員会で決定し、それを踏まえて施設コンセプトの検討を行うという理解でよいか。 (質問受付：令和3年4月8日)	お見込みのとおりです。
2	実施要領 (P 4・2-(1)-⑧)	交通計画の検討については、整備予定地案に対して行うものと考えてよいか。 (質問受付：令和3年4月8日)	お見込みのとおりです。
3	実施要領 (P 7・別表 1)	「過去10 年間に於いて、国又は地方公共団体から受注した、同種又は類似の業務実績を5 件まで記載すること。」とあるが、公立の学校等から発注された業務は、実績として考えてよいか。 また、民間の学校等及び企業等から発注された業務を実績として認められないか。 (質問受付：令和3年4月8日)	国又は地方公共団体から受注し、かつ体育館・アリーナ等の整備において、基本構想・基本計画策定等の業務を元請として完了した実績以外は、想定していません。
4	実施要領 (P 7・別表 1)	「同種又は類似の業務実績とは、体育館・アリーナ等の整備において、基本構想・基本計画策定等の業務を元請として完了した実績のこと。」とあるが、体育館・アリーナ等の施設規模には、延床面積や収容人員数などについて、制限はないと考えてよいか。 また、基本構想・基本計画策定等の業務には、アドバイザリー業務や調査検討業務も含まれると考えてよいか。 (質問受付：令和3年4月8日)	同種又は類似の業務実績における体育館・アリーナ等の施設の規模については、特に定めていません。 また、業務内容については、基本構想・基本計画策定等の業務としており、P F I手法におけるアドバイザリー業務は、含みません。

質 問 回 答 書

業 務 名		鹿児島県新総合体育館基本構想策定支援業務委託	
No.	質問箇所	質問	回答
5	その他 ()	共同企業体による参加は、不可という認識でよいか。 (質問受付：令和3年4月8日)	共同体企業体での参加は、想定していません。 しかしながら、業務内容が多岐にわたるため、業務の一部を再委託する場合や、技術協力を受けて業務を実施する場合は、想定されます。 その場合、企画提案書の参考様式第8号「業務実施体制調書」に、その旨記載してください。
6	その他 ()	今回業務のプロポーザルへの参加について、共同企業体での参加は可能か。 または、業務の一部を協力企業として他者と協働して遂行することは可能か。 それぞれ可能な場合、参加申込書及び企画提案書における記載方法等についての指示をお願いしたい。 (質問受付：令和3年4月8日)	
7	その他 ()	本件に係る今後の業務に対して、制約を受けることはあるか。 (質問受付：令和3年4月8日)	本業務は、県による基本構想策定を支援する業務であり、今回受託したことにより、今後本件に係る業務の参加についての制限等は、想定していません。
8	その他 ()	今回の基本構想策定支援業務を受託した場合でも、今後予定される設計業務の受託も可能と考えてよいか。 (質問受付：令和3年4月8日)	